

北九州市障害福祉サービス支給決定に関する基準

北九州市長 北 橋 健 治

1 用語の定義

この告示において、「障害者」、「障害児」、「障害支援区分」、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「生活介護」、「短期入所」又は「重度障害者等包括支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条及び第5条に規定する障害者、障害児、障害支援区分、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所又は重度障害者包括支援をいう。

2 居宅介護の支給決定基準

(1) 基礎基準時間（1箇月あたり）

<u>障害支援区分</u>	支給量の上限
区分1	10時間
区分2	15時間
区分3	20時間
区分4	35時間
区分5	50時間
区分6	60時間

注 基礎基準時間とは、居宅介護の障害支援区分に応じて支給量を決定するにあたって、加算項目を勘案する前の基礎となる上限時間を言う。

(2) 加算項目

イ 単身者加算（1箇月あたり）

項目	調理	食事介助	入浴介助	掃除、洗濯	買い物
支給量の上限	9時間	30時間	14時間	9時間	9時間
対象となる障害	全障害	全障害	全障害	全障害	全障害

項目	買い物（非日常的）	通院介助	公的機関等の手続き	情報通信の管理
----	-----------	------	-----------	---------

支給量の上限	3時間	10時間	5時間	3時間
対象となる障害	知的障害者、 精神障害者	全障害	全障害	全障害

注1 単身者加算とは、当該障害者を介護する者の状況を考慮した上で、基礎基準時間に付加できる時間をいう。

2 調理、食事介助、入浴介助及び掃除・洗濯の加算が考慮できる対象者は、介護者が75歳以上の後期高齢者、介護保険要介護認定者、障害者及び疾病や怪我等により通院加療中の者のみであり、食事介助及び入浴介助の加算が考慮できる対象者は、介護者が就労している者（常勤の場合は加算時間の100%、パートタイムの場合は同50%）又は世帯内に要介護者、要看護者、学齢児未満の幼児がいる者のみである。

3 加算項目に該当するかどうかは、市が調査し判断する。

ロ その他加算（1箇月あたり）

項目	住宅状況	日中活動なし	地域移行準備	行動障害	自立支援	年末年始期間等日中活動振替
支給量の上限	10時間	15時間	10時間	27時間	10時間	日中活動日1日につき8時間
対象となる障害	身体障害者	全障害	全障害	知的障害者、精神障害者	全障害	全障害

注1 その他加算とは、当該障害者の社会活動や居宅等状況及びサービス利用意向を考慮した上で、基礎基準時間に付加できる時間をいう。

2 加算項目に該当するかどうかは、市が調査し判断する。

3 重度訪問介護

(1) 基礎基準時間（1箇月あたり）

障害支援区分	支給量の上限
区分4	70時間
区分5	90時間

区分 6	110時間
------	-------

注 基礎基準時間とは、重度訪問介護の障害支援区分に応じて支給量を決定するに当たって、加算項目を勘案する前の基礎となる上限時間をいう。

(2) 加算項目

イ 単身者加算（1箇月あたり）

項目	身体介護		家事援助
支給量の上限	区分 4	60時間	35時間
	区分 5	80時間	
	区分 6	100時間	

注1 単身者加算とは、当該障害者を介護する者の状況を考慮した上で、基礎基準時間に付加できる上限時間をいう。

2 身体介護及び家事援助の加算が考慮できる対象者は、介護者が75歳以上の後期高齢者、介護保険要介護認定者、障害者及び疾病や怪我等により通院加療中の者のみであり、身体介護の加算が考慮できる対象者は、介護者が就労している場合（常勤の場合は加算時間の100%、パートタイムの場合は同50%）又は世帯内に要介護者、要看護者、学齢児未満の幼児がいる者のみである。

3 加算項目に該当するかどうかは、市が調査し判断する。

ロ その他加算（1箇月あたり）

項目	通院介助	コミュニケーション支援	夜間支援	住宅状況
支給量の上限	10時間	10時間	10時間	10時間
対象となる障害	全障害	全障害	全障害	身体障害者

項目	日中活動なし	地域移行準備	行動障害	外出支援	自立支援	年末年始期間等日中活動振替

支給量の 上限	15時間	10時間	27時間	20時間	10時間	日中活動 日1日につき8時間
対象となる障害	全障害	全障害	知的障害者、精神障害者	全障害	全障害	全障害

注1 その他加算とは、当該障害者の社会活動や居宅等状況及びサービス利用意向を考慮した上で、基礎基準時間に付加できる上限時間をいう。

2 加算項目に該当するかどうかは、市が調査し判断する。

4 同行援護の支給量

(1) 基礎基準時間（1箇月あたり）

支給量を「20時間」とする。

(2) 加算時間（1箇月あたり）

当該障害者の社会活動や外出等状況及びサービス利用意向を考慮した上で、基礎基準時間に「34時間」を上限に付加する。

5 行動援護の支給量（1箇月あたり）

障害支援区分	支給量の上限
区分3	59時間
区分4	64時間
区分5	69時間
区分6	74時間

6 生活介護の支給量（1箇月あたり）

障害支援区分	支給量の上限
区分3から区分6 ※50歳以上は区分2以上	各月の日数から8を差し引いた日数

7 短期入所の支給量（1箇月あたり）

(1) 障害者の支給量

障害支援区分	支給量の上限
区分1から3	8日
区分4から6	12日

(2) 障害児の支給量

勘案事項調査	支給量の上限
区分 1	8 日
区分 2、区分 3	1 2 日

注 勘案事項調査とは、障害児の状況を把握するために厚生労働省が作成した 5 領域 1 0 項目にわたる表に基づく区分をいう。

8 重度障害者等包括支援の支給量（1 箇月あたり）

障害支援区分	支給量の上限
区分 6	4 5, 5 0 0 単位

注 単位とは、障害福祉サービスに要する費用の額を算定するために、厚生労働省より示されるものである。